

平塚市新生児聴覚検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な措置を講ずるため、平塚市新生児聴覚検査事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象児)

第2条 平塚市新生児聴覚検査（以下「検査」という。）を受けることのできる児（以下「対象児」という。）は、検査受診時に本市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている妊婦もしくは産婦（以下「母」という。）が出産した子とする。

2 その他市長が必要と認める者とする。

(実施医療機関)

第3条 検査を実施する医療機関は、神奈川県産科婦人科医会（以下「産科婦人科医会」という。）に検査費用の請求を行うことのできる医療機関（以下「実施医療機関」という。）及び市長が必要と認めた医療機関（以下「委託医療機関」という。）とする。

(検査の実施方法等)

第4条 事業の対象となる検査は、次に掲げる方法等により実施されるものとする。

- (1) 検査の方法は、自動聴性脳幹反応検査(AABR)又は耳音響放射検査(OAE)とする。
- (2) 検査の回数は1回とする。
- (3) 検査の時期は、出生後概ね3日以内とする。ただし、特別な事情により検査を実施することができないときは、生後3箇月以内のできるだけ早い時期に実施するものとする。

(検査費用の補助)

第5条 本市は、対象児の母が実施医療機関又は委託医療機関に支払うべき検査の費用を補助する。

2 前項の規定による補助は、対象児の母が妊娠の届出をした際に平塚市新生児聴覚検査費用補助券（様式1号）（以下「補助券」という。）を対象児の母に交付することにより行う。なお、対象児の母が他の地方公共団体において妊娠の届出をした場合にあっては、本市に転入の届出をしたのちに交付するものとする。

3 補助券の金額は検査に要する費用とし、別表に定める額を上限とする。ただし、当該

検査に要した費用がこれに満たないときは、その額とする。

(検査の実施及び実施医療機関における補助券の取扱い)

第6条 補助券の交付を受けた対象児の母は、補助券に所定の事項を記載の上、これを母子健康手帳とともに実施医療機関又は委託医療機関に提出し、検査を受ける。

2 実施医療機関は、補助券に検査の必要事項を記載し、これを取りまとめた上、産科婦人科医会に、その指定する期日までに提出するものとする。

3 産科婦人科医会は、補助券に記載された内容、受診件数等を確認した後、市長に、その指定する期日までに提出するものとする。

(産科婦人科医会への支払)

第7条 産科婦人科医会は補助券の金額の合計額に相当する金額及び集計等に係る事務費を本市に請求し、本市はこれを支払う。

(委託医療機関における補助券の取扱い)

第8条 委託医療機関における補助券の取扱いは、本市との委託契約に定めるところによるものとする。

(償還払い)

第9条 本市は、対象児が実施医療機関及び委託医療機関以外の医療機関において検査を受診した場合において、対象児の母が実施医療機関又は委託医療機関以外の医療機関に支払うべき検査の費用を補助することができる。この場合において、検査を受けた者は、新生児聴覚検査償還払い請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、検査を受けた日から1年以内に第5条に規定する額を限度として検査に要した費用を市長に請求することができる。

(1) 未使用の補助券

(2) 一般医療機関が発行した、対象児又は母の氏名、検査日及び検査に要した費用が記載されている検査の領収書の写し、その他検査に要した費用の支払額等が確認できる書類

(3) 検査の受診日及びその結果が記載されている母子健康手帳(写し)

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに償還金を支払うものとする。ただし、平塚市暴力団排除条例(平成23年平塚市条例9号。以下「条例」という。)第8条に基づき、次の各号のいずれか

に該当する者は、償還金の支払対象外とする。

(1) 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(事業の周知)

第11条 市長は、事業の円滑な実施を図るため、実施医療機関又は受託医療機関、その他関係団体の協力を得て、事業の周知徹底を図るものとする。

(検査の事後指導)

第12条 実施医療機関及び委託医療機関は、検査結果を速やかに母またはその他の保護者に対しその結果を説明し、母子健康手帳に記録する。検査結果が「再検査（リファー）」の場合は再検査や精密検査等、適切な医療を受けられるよう指導するものとする。

(保護者への支援)

第13条 本市は、事業を実施するに当たり必要に応じて関係機関と連携を図り、対象児及びその保護者に対して、次に掲げる事後指導等を行うものとする。

(1) 保健指導を要する者に対する訪問指導等

(2) 医療を必要とする者に対する当該医療が円滑に行われるための指導

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、令和2年7月1日以後に出生した児の検査から適用する。

別表（第5条関係）

区分	上限額
自動聴性脳幹反応検査(AABR)	3,000円
耳音響放射検査(OAE)	1,500円